

障 障 発 0331 第 2 号
令 和 8 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」の一部改正について

標記について、平成 27 年 6 月 5 日 障 障 発 0605 第 1 号 厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和
8 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。

新		旧	
	障障発 0605 第 1 号 平成 27 年 6 月 5 日 一部改正 障障発 0329 第 2 号 平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 障障発 0330 第 6 号 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 障障発 0331 第 6 号 令和 3 年 3 月 31 日 一部改正 障障発 0328 第 1 号 令和 6 年 3 月 28 日 一部改正 障障発 0331 第 2 号 令和 8 年 3 月 31 日		障障発 0605 第 1 号 平成 27 年 6 月 5 日 一部改正 障障発 0329 第 2 号 平成 29 年 3 月 29 日 一部改正 障障発 0330 第 6 号 平成 30 年 3 月 30 日 一部改正 障障発 0331 第 6 号 令和 3 年 3 月 31 日 一部改正 障障発 0328 第 1 号 令和 6 年 3 月 28 日
都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿 中 核市		都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課（室）長 殿 中 核市	
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）		厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 （ 公 印 省 略 ）	
訪問系サービスに係る国庫負担基準について		訪問系サービスに係る国庫負担基準について	
記		記	

新	旧
1 国庫負担基準及び令和8年度国庫負担基準の見直しについて (1) 国庫負担基準について ① 国庫負担基準の考え方 (略) ② 国庫負担基準の算定方法 ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法 国庫負担基準は、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。)(別紙2)に基づき、利用した訪問系サービスの種類、障害支援区分及び利用者の居住地(特別地域加算の対象地域かどうか)等に応じた単位数を各月ごとに算定する。 また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは1つのサービスに係る単位数となっている。 なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。 例 ① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分6の者：<u>63,040</u>単位 ② ①かつ特別地域加算の対象地域に居住する者：<u>72,496</u>単位 (① + (①×0.15)) ③ 居宅介護(通院等介助なし)と同行援護の利用者で障害支援区分3の者：<u>14,670</u>単位 (居宅介護：<u>6,010</u>単位、同行援護 <u>14,670</u>単位) イ (略) (2) 令和8年度国庫負担基準の見直しについて <u>令和8年度報酬改定における処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行ったところである。なお、改正後の国庫負担基準は令和8年6月1日からの適用となる。(別紙1)</u>	1 国庫負担基準及び令和6年度国庫負担基準の見直しについて (1) 国庫負担基準について ① 国庫負担基準の考え方 (略) ② 国庫負担基準の算定方法 ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法 国庫負担基準は、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。)(別紙2)に基づき、利用した訪問系サービスの種類、障害支援区分及び利用者の居住地(特別地域加算の対象地域かどうか)等に応じた単位数を各月ごとに算定する。 また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは1つのサービスに係る単位数となっている。 なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。 例 ① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分6の者：<u>62,050</u>単位 ② ①かつ特別地域加算の対象地域に居住する者：<u>71,358</u>単位 (① + (①×0.15)) ③ 居宅介護(通院等介助なし)と同行援護の利用者で障害支援区分3の者：<u>13,870</u>単位 (居宅介護：<u>5,890</u>単位、同行援護 <u>13,870</u>単位) イ (略) (2) 令和6年度国庫負担基準の見直しについて <u>令和6年度の報酬改定において、障害の重度化や障害者の高齢化に対応するために、居宅介護の国庫負担基準において、介護保険対象者の区分を追加するとともに、重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行ったところである。(別紙1)</u>

新	旧								
2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について (略) (1) 国庫負担基準告示について (略) ①② (略) <国庫負担基準> <table border="1"> <tr> <td>区分 6</td><td>75,870 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 63,040 単位)</td></tr> <tr> <td>介護保険 給付対象者</td><td>46,460 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 23,130 単位、<u>区分 5 は 15,430 単位、区分 4 は 14,780 単位</u>)</td></tr> </table> (参考) 重度障害者等包括支援利用者は <u>96,870 単位</u> <重度障害者等包括支援対象者> (略) ③～⑤ (略) (2) (略) (3) 給付率の算定について 給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱(平成 21 年 5 月 11 日厚生労働省発障第 0511002 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。) 3 (10) において、「当該年度の 7 月サービス提供分(過誤請求分を除く。)の介護給付費等の額(以下「給付費」という。)を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の 7 月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。 7 月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し 8 月に請求したものが主となるが、6 月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9 月以降に 7 月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。	区分 6	75,870 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 63,040 単位)	介護保険 給付対象者	46,460 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 23,130 単位、 <u>区分 5 は 15,430 単位、区分 4 は 14,780 単位</u>)	2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について (略) (1) 国庫負担基準告示について (略) ①② (略) <国庫負担基準> <table border="1"> <tr> <td>区分 6</td><td>74,310 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 62,050 単位)</td></tr> <tr> <td>介護保険 給付対象者</td><td>45,510 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 22,910 単位、<u>区分 5 は 15,290 単位、区分 4 は 14,620 単位</u>)</td></tr> </table> (参考) 重度障害者等包括支援利用者は <u>96,480 単位</u> <重度障害者等包括支援対象者> (略) ③～⑤ (略) (2) (略) (3) 給付率の算定について 給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱(平成 21 年 5 月 11 日厚生労働省発障第 0511002 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。) 3 (10) において、「当該年度の 7 月サービス提供分(過誤請求分を除く。)の介護給付費等の額(以下「給付費」という。)を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の 7 月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。 7 月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し 8 月に請求したものが主となるが、6 月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9 月以降に 7 月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。	区分 6	74,310 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 62,050 単位)	介護保険 給付対象者	45,510 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 22,910 単位、 <u>区分 5 は 15,290 単位、区分 4 は 14,620 単位</u>)
区分 6	75,870 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 63,040 単位)								
介護保険 給付対象者	46,460 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 23,130 単位、 <u>区分 5 は 15,430 単位、区分 4 は 14,780 単位</u>)								
区分 6	74,310 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 62,050 単位)								
介護保険 給付対象者	45,510 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 22,910 単位、 <u>区分 5 は 15,290 単位、区分 4 は 14,620 単位</u>)								

新	旧
しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（３月から翌年２月まで）のみ修正することとする。 例えば、<u>令和８</u>年度で考えると、<u>令和８</u>年３月から<u>令和９</u>年２月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、<u>令和９</u>年３月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。 （４）～（６）（略）	しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（３月から翌年２月まで）のみ修正することとする。 例えば、<u>令和５</u>年度で考えると、<u>令和５</u>年３月から<u>令和６</u>年２月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、<u>令和６</u>年３月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。 （４）～（６）（略）